

## 温室効果ガス排出量可視化支援事業委託プロポーザル審査要領

温室効果ガス排出量可視化支援事業委託仕様書に関するプロポーザル方式の審査に関する事項を定める。

### 1. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「温室効果ガス排出量可視化支援事業委託プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2. 審査の項目および点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおり。

なお、(6) および (7) について、共同企業体 (JV) においては、構成企業のうち一つでも該当する場合には、これらに該当するものとする。

- (1) 業務全般に関する取組方針 (10点)
- (2) 企画提案の内容 (45点)
- (3) 実施体制、スケジュール (10点)
- (4) 類似業務の受託実績 (15点)
- (5) 見積価格の妥当性 (10点)
- (6) 社会政策推進への配慮 (6点)
- (7) 県内事業者 (4点)

### 3. 審査会の構成員

このプロポーザルにおける審査会は、滋賀県総合企画部および関係所属の職員3名で構成する。

### 4. 審査会の開催

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査会を開催する。

なお、審査の対象となる事業者が6者以上の場合には、審査会開催日までに、CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課にて別記「評価項目」に基づいて書面審査を行うこととし、書面審査結果の上位5者のみ審査会に参加できるものとする。

#### (1) 日時、開催方法

令和8年5月8日(金) 午後を予定している。

詳細については、参加事業者に別途通知する。

#### (2) プレゼンテーション

① プレゼンテーションの時間は、1者15分以内とする。

② 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。

### 5. 審査の方法

(1) 審査会では、参加者から提出された企画提案書と、審査会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別記「評価項目」に基づいて審査を行う。

(3) 予定価格の範囲内において、各審査委員による評価の総合点が最も高い企画提案書の提出者を契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の5割未満の場合は、契約予定者とししない。

### 6. 企画提案の採否

企画提案の採否(審査結果)は、各参加者あて書面により通知する。